

令和3年度・第3回合同会議報告

日時：12月11日（土）午後 7時30～8時30分

場所：中央交流会館多目的ホール

総参加人数：34名

新型コロナの感染者数も少なくなったとはいえ新たな変異株「オミクロン株」も見つかり感染防止対策実施したうえで町総代・自治会長、協議委員で構成される第三回合同会議を開催しました。

師走に入り大部分の町内会、自治会の役員の皆様は任期満了を迎えられ最後の合同会議となりますが多数出席して頂きました。

【主な議題】

- ① 令和3年度事業活動報告
 - ・10月11日～12月10日の主な事業活動の報告。
- ② 新役員・委員名簿の提出について。
 - ・提出期限は2月13日（日）までに願います。
 - ・自主防災会委員（情報班）は町総代、自治会長で兼任してください。
- ③ 地域要望&交通安全施設設置等要望調査表提出について
 - ・提出は2月11日（金）までをお願いします。
 - ・地域の総意とした要望としてください。
- ④ その他
 - ・木津町区から火災を起こさない取り組み（案）
 - ・新たに立ち上げられた自治会（ガーデン瓦谷）の紹介
- ⑤ 次期区役員選出について（該当自治会、区役員）
 - ・三柵町、みどり町、若葉町、フォレスト木津、宮ノ内107、リーブル宮ノ内



おっか
さまでした



プレゼンテーション資料



新役員・委員名簿の提出について

1. 名簿提出期限

令和4年2月13日（日）

2. 町代表者（町総代・自治会長）

決まり次第ご連絡下さい。

3. 自主防災会委員の情報班

町総代、自治会長が兼任

4. 自主防災会委員の連絡先

携帯電話番号

5. 防災ヘルメットの引継ぎ

破損・紛失時は連絡してください。

6. 様式は「木津町区HP」ダウンロード可能



木津町区 令和4年度 各町役員・委員名簿

町名 _____ 戸数 _____ 戸
町名略称 _____ 回覧版枚数 _____ 枚

名称	氏名	住所	電話番号
町総代・自治会長			
協議委員			
開発委員			
社協木津町区支部 福祉委員			
青少年育成委員			
自主 防災 会 委 員	情報班 ※町総代、 自治会長		
	消火班		
	救出救護班		
	給食給水班		
消防団員			
木津小学校 地域協力委員			

※ 福祉委員、青少年育成委員、消防団員、木津小地域協力委員の就任期間は4月～3月です。

※ 自主防災会情報班委員は町総代・自治会長が兼任して下さい。

※ 自主防災会情報班委員の電話番号は携帯電話番号を記入下さい。

地域要望の提出について

1. 名簿提出期限

令和4年2月11日（金）

2. 提出先

駒井地域長宅（Mailも可）

3. 回答

6月末目途

4. その他

地域の総意としての要望

道路の修復は対象外

5. 様式は「木津町区HP」ダウンロード可能

木津町区



令和4年度 要望事項（当初）

優先順位： 1 2 3 その他（〇で囲んでください。）

行政地域名		区・自治会・町名	
記入者及び連絡先	氏名	電話番号	
種別	新規要望	継続要望	
※ 信号機、横断歩道、カーブミラー、交通安全啓発看板等の設置については、「交通安全施設設置等要望調査表」に記入して提出してください。			
（要望事項：簡潔に記入してください。）			
（位置図及び概略図）			

※ 地域長を通じ、令和4年2月18日(金)までに市役所総務課又は両支所まで提出してください。

※ この要望書には、個人要望ではなく、地域の総意である要望を記入してください。

交通安全施設設置等要望調査表

令和4年度 交通安全施設設置等要望調査表

(地域名) _____ (代表者名) _____ (電話番号) _____

交通安全施設（信号機、横断歩道、カーブミラー・啓発看板等）の設置について、次のとおり要望調査表を提出します。

※ 本要望調査表には、設置を要望される**近隣住民の方の同意のうえ、要望を記入してください。**（要望内容について、設置することになりました場合には、同意書の提出をお願いいたします。同意書は、その際にお渡しします。）

優先順位	施設名	数	設置要望場所	設置要望理由

設置要望位置図

**近隣住民の方の同意の
うえ、要望を記入して
ください。**

（記載上の注意）

1. 本要望調査表は、地域長を通じ、令和4年2月18日(金)までに市役所総務課又は、両支所まで提出してください。
2. 予算の定めにより、全てについて設置することが出来ない場合がありますので、必ず設置優先順位を記入してください。
3. 施設のうち、カーブミラーについては、1面鏡又は2面鏡の記入を、啓発看板については、具体的な表示内容（例えば、「迷惑駐車お断り」など）を記入願います。

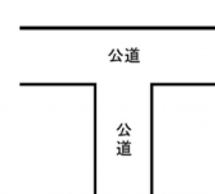
木津川市カーブミラー設置基準

市で新たに設置するカーブミラーは、「見通しの悪い」箇所であり、かつ以下のような交差点等に設置することとします。
設置に際しては、予算の範囲内で、危険度が高いと判断される箇所から設置します。

① 公道と公道の交差点(十字路)



② 公道と公道の交差点(T字路)



③ 公道のL字コーナー



④ 公道と行き止まりの公道



10軒以上

※ 行き止まりの公道については、市が所有し、市で管理している道路とします
（個人所有の専用通路や位置指定道路は、個人(受益者)で設置していただくこととなります）

- ◎ カーブミラーはあくまでも安全確認を補佐する施設であり、死角が生じます。最後は、自分の目で安全を確認する必要があります。

木津町区から火災を起こさない取り組み（案）

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

- ・火災警報器を給付

給付種目及び給付台数

- ・火災警報器は、2台／世帯

対象（木津町区会員）

- ・一人暮らしの世帯は $x \times$ 才以上
- ・高齢者のみの世帯は両者が $x \times$ 才以上
※防火などの配慮が必要になった人

費用

- ・負担金費用は0円

自主防災会の火災警報器設置支援

- ・各町内会及び自治会は給付対象世帯か否か調査し、給付対象世帯数を自主防災会に提出する。
- ・給付対象世帯は各町内会、自治会で管理する。